〒540―8586　大阪市中央区大手前１－５－44
国土交通省近畿地方整備局建政部都市整備課
〒730―0013　広島市中区八丁堀２－15　国土交通省中国地方整備局建政部都市・住宅整備課
〒760―8554　高松市サンポート３－33　国土交通省四国地方整備局建政部都市・住宅整備課
〒812―0013　福岡市博多区博多駅東２－10－７　国土交通省九州地方整備局建政部都市整備課
〒900―0006　那覇市おもろまち２－１－１
内閣府沖縄総合事務局開発建設部技術管理課

４　合格証明書交付　申請者に対し平成30年３月下旬に合格証明書を交付する。

公　告

諸　事　項

工場財団

市原市海士有木661番地３**愛花創業株式会社**の市原市小田部327番地１小田部第一発電所についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成30年３月７日

千葉地方法務局市原出張所

犯罪被害財産支給手続終了決定公告

平成30年３月７日　東京地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第21条第１項第３号の規定により犯罪被害財産支給手続を終了することとしたので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　東京地方検察庁　平成28年第１号

２　犯罪被害財産支給手続終了決定の年月日　平成30年３月７日

３　終了決定をした理由

資格裁定を受けた者に対して被害回復給付金の支給等を行った結果、給付資金に残余（10円）が生じたものの、本手続終了に伴って発生する諸費用を考慮すると、当該残余給付資金をもって特別支給手続を開始することは相当でないため。

４　この公告に関する問い合わせ先

〒100―8903　東京都千代田区霞が関１丁目１番１号
東京地方検察庁　総務部　犯罪被害財産支給手続事務室
電話番号03―3592―5611（代表）内線4392

○　上記支給手続を終了する決定に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、東京地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記４のとおり）。

○　当該決定の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該決定の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給手続を終了する決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該決定の取消しの訴えは、当該決定に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国（代表者は法務大臣となります。）を被告として、東京地方裁判所に提起しなければなりません。

所得税法第180条の規定に該当しなくなった外国法人

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第２項による届出があったので、同法第180条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年３月７日

水戸税務署長　中村　文雄

届出した者　グリーン　パートナー　ホールディングズ　リミテッド

事務所等の名称　グリーン　パートナー　ホールディングズ　リミテッド

事務所等の所在地　茨城県水戸市赤塚一丁目１番地

責任者の氏名　ソミヨット　ステラポンチャイ

証明書の有効期限　平成30年５月13日

所得税法第180条の規定に該当しなくなった外国法人

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第２項による届出があったので、同法第180条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年３月７日

麹町税務署長　大角　良昭

届出した者　ジェー・ピー・モルガン・サービス・ジャパン・リミテッド

事務所等の名称　ジェー・ピー・モルガン・サービス・ジャパン・リミテッド

事務所等の所在地　東京都千代田区丸の内二丁目７番３号東京ビルディング

責任者の氏名　李家　　輝

証明書の有効期限　平成31年１月24日

所得税法第180条の規定に該当しなくなった外国法人

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第２項による届出があったので、同法第180条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年３月７日

小石川税務署長　小島　信子

届出した者　オペラ・ファイナンス・カンパニー

事務所等の名称　オペラ・ファイナンス・カンパニー

事務所等の所在地　東京都文京区後楽二丁目３番27号

責任者の氏名　橋本あき子

証明書の有効期限　平成31年９月２日

所得税法第180条の規定に該当しなくなった外国法人

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第２項による届出があったので、同法第180条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年３月７日

川崎北税務署長　藤原　忠文

届出した者　ＮＥＣテクノロジーズ・インディア・プライベートリミテッド

事務所等の名称　ＮＥＣテクノロジーズ・インディア・プライベートリミテッド

事務所等の所在地　神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地

責任者の氏名　小原　隆志

証明書の有効期限　平成33年５月26日

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成３０年（家）第４００２３号

横浜市中区太田町２―23横浜メディア・ビジネスセンター６階

申立人　被相続人亡板井浩相続財産管理人　鈴木　洋平

本籍東京都世田谷区桜丘２丁目2636番地、最後の住所横浜市金沢区釜利谷西６丁目13番16号、死亡の場所神奈川県横浜市中区、死亡年月日平成29年６月24日、出生の場所タイ国バンコック市、出生年月日昭和25年12月２日、職業不詳

被相続人　亡　板井　　浩

事務所横浜市中区太田町２―23横浜メディア・ビジネスセンター６階

相続財産管理人　弁護士　鈴木　洋平

横浜家庭裁判所

平成３０年（家）第１５００７号

横浜市青葉区たちばな台２丁目18番地19

申立人　伊佐富士雄

本籍新潟県小千谷市大字葎生乙1412番地１、最後の住所新潟県小千谷市大字葎生乙1412番地１、死亡の場所新潟県小千谷市、死亡年月日平成27年３月17日、出生の場所新潟県小千谷市、出生年月日昭和27年５月24日、職業無職

被相続人　亡　伊佐　達雄

事務所新潟県長岡市南町１丁目２番30号　ＴＮビル３階　片沼・橋本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　橋本　奈奈

新潟家庭裁判所長岡支部